

1 弁護士報酬の種類

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいいます。
着手金	民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件など、事件又は法律事務（以下「事務等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
時間制報酬（タイムチャージ）	1時間当たりの委任事務処理に要した時間（裁判所などへの移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を弁護士報酬とすることをいいます。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除きます。）の対価をいいます。
鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

- ※ 1 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件となります。
- ※ 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件となります。

2 実費

交通費、収入印紙代、通信費、謄写費用その他委任事務処理に要する費用については、弁護士報酬とは別にご負担いただきます。

3 弁護士報酬の基準額(消費税 10%込)

顧問料

法人	月額 55,000 円～
個人事業者	月額 22,000 円～
個人（非事業者）	年額 132,000 円（1 か月あたり 11,000 円）～

※ 顧問料は契約内容・範囲に応じて決定します。

法律相談料

法人又は事業者	60分	22,000円
個人（非事業者）	60分	11,000円

日当

半日（往復2時間を超え4時間まで）	33,000円～55,000円
1日（往復4時間を超える場合）	55,000円～110,000円

※ 時間、場所を考慮して決定します。

書面の作成・チェック

契約書及びこれに準ずる書面	チェック	2 頁まで	33,000 円～
		3 頁以降は 1 頁につき	11,000 円
	作成型	経済的利益の額が 1000万円未満	165,000円～220,000円
		経済的利益の額が 1000万円～1 億円未満	220,000円～330,000円

	非 定 型	経済的利益の額が 1億円以上	330,000円～
		基本	300万円以下 110,000円 300万円超3000万円以下 1.1% + 77,000円 3000万円超3億円以下 0.33% + 308,000円 3億円超 0.11% + 968,000円
		特に複雑又は特殊な事情 がある場合	協議により定める額
		公正証書にする場合	上記金額に33,000を加算
内容証明 郵便	弁護士名なし	55,000円～	
	弁護士名あり	民事事件の規定により算定される額	
書面による鑑定（意見書）		330,000円～	

※ 内容の複雑性、特殊性、頁数、条項数により金額が変動します。

民事事件

民事事件の着手金及び報酬金については、【経済的利益を基準とした算定表】により算出した額と【弁護士報酬最低額】のいずれか多い額とします。

【経済的利益を基準とした算定表】

経済的利益の額	着手金	報酬金*1
300万円以下の場合	8.8%	17.6%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5.5% + 99,000円	11% + 198,000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3.3% + 759,000円	6.6% + 1,518,000円
3億円を超える場合	2.2% + 4,059,000円	4.4% + 8,118,000円

【弁護士報酬最低額】

	着手金	報酬金*1
交渉事件	330,000円	330,000円
調停事件・審判事件	440,000円	385,000円
非訟事件・訴訟事件	550,000円	440,000円

* 1) 調停事件・審判事件・非訟事件・訴訟事件は、出廷回数が6回を超えた場合、1回につき33,000円（ただし、東京本庁管轄事件の場合は22,000円）の出廷日当が追加で発生します。

督促手続事件

経済的利益の額	着手金 ^{*1 *2}	報酬金 ^{*3}
300万円以下の場合	2.2%	民事事件の規定による算定額の2分の1
300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 33,000円	
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.55% + 198,000円	
3億円を超える場合	0.33% + 858,000円	

- * 1) 上表に関わらず、督促手続事件の着手金の最低額は55,000円とします。
- * 2) 督促手続事件が訴訟に移行したときの民事事件の着手金は、民事事件の規定による算定額と督促手続事件の規定による算定額との差額とします。たまたま
- * 3) 金銭等を実際に回収したときに限り、お支払いいただきます。

民事執行事件等

1 民事執行事件

	着手金 ^{*1 *2}	報酬金 ^{*2}
基本	民事事件の規定による算定額の2分の1	民事事件の規定による算定額の4分の1
本案事件に引き続き受任したとき	民事事件の規定による算定額の3分の1	

- * 1) 民事執行事件の着手金の最低額は55,000円とします。
- * 2) 本案事件に引き続き受任した場合であっても、本案事件の着手金及び報酬金とは別に発生します。

2 執行停止事件

	着手金 ^{*1 *2}	報酬金 ^{*2}
基本	民事事件の規定による算定額の2分の1	なし
本案事件に引き続き受任したとき	民事事件の規定による算定額の3分の1	
事件が重大又は複雑なとき	民事事件の規定による算定額の4分の3	民事事件の規定による算定額の4分の1

- * 1) 民事執行停止事件の着手金の最低額は55,000円とします。
- * 2) 本案事件に引き続き受任した場合であっても、本案事件の着手金及び報酬金とは別に発生します。

民事保全事件

1 保全命令申立事件

	着手金 ^{*1 *2}	報酬金 ^{*1 *2}
基本	330,000 円～	220,000 円～
審尋又は口頭弁論を経たとき	440,000 円～	
事件が重大又は複雑なとき	550,000 円～	330,000 円～
保全手続のみにより本案の目的を達したとき		民事事件の規定による算定額

* 1) 本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に発生します。

* 2) 申立件数が複数の場合、申立事件ごとに発生します。ただし、事件の関連度合いにより減額する場合があります。

2 保全執行事件

	着手金 ^{*1}	報酬金 ^{*1}
基本	なし	なし
その執行が重大又は複雑なとき	民事事件の規定による算定額の4分の3	民事事件の規定による算定額の4分の1

* 1) 保全命令申立事件とは別に発生します。

離婚事件等

事件の内容		着手金	報酬金
離婚交渉	請求する側	330,000円～	330,000円～ + 付随事件に関する報酬
	請求された側		【請求を断念させたとき】 ^{*4} 110,000円～ 【円満別居に止めたとき】 220,000円～ 【別居を解消させたとき】 770,000円～ + 付随事件に関する報酬
離婚調停	請求する側	440,000円～ ^{*1 *2}	440,000円～ + 付随事件に関する報酬
	請求された側		【請求を断念させたとき】 ^{*4} 110,000円～ 【円満別居に止めたとき】 330,000円～ 【別居を解消させたとき】 880,000円～

			+ 付随事件に関する報酬
離婚訴訟	請求する側	550,000円～*1*3	550,000円～ + 付随事件に関する報酬
	請求された側		【請求を退けたとき】 550,000円～ 【円満別居に止めたとき】 330,000円～ 【別居を解消させたとき】 880,000円～ + 付随事件に関する報酬

- * 1) 離婚事件に付随して、婚姻費用分担請求、親権・養育費請求、面会交流請求についても受任する場合、各 110,000 円の追加となります。
- * 2) 交渉から引き続き調停を受任するときの着手金は、調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- * 3) 交渉または調停から引き続き訴訟を受任するときの着手金は、訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
- * 4) 「請求を断念させたとき」とは、最後の交渉または調停の終了日から調停の申立ても訴訟提起もないまま6か月を経過した場合をいいます。

(付随事件)

事件の内容		着手金	報酬金	
婚姻費用	請求側	220,000円～*8	離婚が成立した場合	回収額の16.5%
			離婚不成立の場合	【既発生分】 回収額の16.5% + 【未発生分(将来分)】 決定月額×2年分×11% (ただし、最低額は165,000円)
	被請求側	220,000円～*8	離婚が成立した場合	減額した金額*5×月数×16.5%
			離婚不成立の場合	【既発生分】 減額した金額*5×5年分×16.5% または 決定月額×月数×11% + 【未発生分(将来分)】 減額した金額*5×5年分×16.5% または 決定月額×月数×11% のいずれか少ない方 (ただし、最低額は165,000円)

養育費	請求側	220,000円～* ⁸	【既発生分】 回収額の16.5% + 【未発生分（将来分）】 決定月額×5年分×16.5% (ただし、最低額は165,000円)
	被請求側	220,000円～* ⁸	【既発生分】 減額した金額* ⁵ ×5年分×16.5% または 決定月額×月数×11% + 【未発生分（将来分）】 減額した金額* ⁶ ×5年分×16.5% または 決定月額×月数×11% のいずれか少ない方 (ただし、最低額は165,000円)
財産分与	請求側	請求額の8.8%と 220,000円 のいずれか多い方	分与金総額* ⁶ の11%～
	被請求側	220,000円～	減額した額の11%～
慰謝料	請求側	330,000円～	回収額の17.6%
	被請求側	請求額の8.8%と 220,000円 のいずれか多い方	減額した金額* ⁷ の17.6%
面会交流	請求側	基本 330,000円～* ⁸ 追加 子ども一人増える ごとに110,000円 ～	基本 330,000円～ 追加 1か月に2回以上の交流が認められた とき、220,000円～
	被請求側		
親権 ・ 監護権	請求側	基本 440,000円～ 追加 子ども一人増える ごとに110,000円 ～	基本 440,000円～ 追加 子ども1人増につき、220,000円～
	被請求側		
年金分割	請求側	110,000円	55,000円

- * 5) 「減額した金額」は、請求月額と決定月額との差額（請求月額が不明の場合は決定時における家庭裁判所の基準額と決定月額との差額）とします。
- * 6) 名義の如何を問わず、夫婦共有財産全体のうち自己が取得することとなった財産の総額をいいます。
- * 7) 「減額した金額」は、請求額と決定額（回収額）との差額とします（請求額が不明の場合は請求額を500万円とみなします。）。
- * 8) 離婚事件に付随して受任する場合、婚姻費用分担請求、養育費請求及び面会交流請求の着手金の額は各110,000円とします。

相続事件

事件の内容		着手金	報酬金
遺言無効確認		550,000円～	経済的利益の額の17.6%
遺産分割	交渉	330,000円～	経済的利益の額の17.6%
	調停	440,000円～* 1	
遺留分侵害額請求	交渉	330,000円	経済的利益の額の17.6%
	調停	330,000円～* 1	
	訴訟	440,000円～* 1	
相続放棄の申述		110,000円	55,000円
遺言書検認申立		110,000円	—
相続人調査		110,000円～	—

* 1) 交渉から引き続き調停を受任する場合は、調停から引き続き訴訟を受任する場合は、それぞれ110,000円をいただきます。

成年後見(法定後見)等の申立事件

事件の内容	着手金	報酬金
紛争性のない事案* 1	220,000円～	—
紛争性のある事案	330,000円～	220,000円～
財産調査が必要となる場合、財産が多数に及ぶ場合・特殊な財産がある場合など複雑な事情がある場合	上記金額に110,000円を加算	上記金額に110,000円を加算
当事務所の弁護士を成年後見人に指定した場合	—	上記金額に220,000円を加算

* 1) 紛争性のない事案とは、後見人選任自体には紛争性がない事案です。例えば、①親の財産管理のため、②交通事故による損害賠償請求のため、③遺産分割調停申立て等のため、子ども達全員が協力している事案をいいます。

建物明渡請求・立退き要求事件

事件の内容		着手金	報酬金
賃料不払いを理由とする場合	交渉	330,000円と1か月分の賃料相当額を比べて多いほうの額	同左
	調停, 訴訟	440,000円と1か月分の賃料相当額を比べて多いほうの額	同左
賃料不払い以外を理由とする場合	交渉	330,000円と1か月分の賃料相当額を比べて多いほうの額	550,000円と2か月分の賃料相当額を比べて多いほうの額。 ただし、借主側で立退料等の金銭的解決がなされた場合は、取得額の22%と比べ一番多い額
	調停, 訴訟	440,000円と1か月分の賃料相当額を比べて多いほうの額	

境界に関する事件等

事件の内容	着手金	報酬金
境界確定訴訟	440,000円	440,000円～
所有権確認訴訟	440,000円～	440,000円～

借地非訟事件

着手金	借地権の額	5,000万円以下の場合	440,000円以上
		5,000万を超える場合	上記金額に5,000万円を超える部分の0.55%を加算した額
報酬金	申立人の場合	申立てが認められたとき	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、民事事件の規定により算定された額
		相手方の介入権が認められたとき	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、民事事件の規定により算定された額
	相手方の場合	申立てが却下されたとき 又は介入権が認められたとき 賃料の増額又は財産上の給付が認められたとき	借地権の額の2分の1を経済的利益として、民事事件の規定により算定された額 賃料増額分の7年分又は財産上の給付額を経済的利益として、民事事件の規定により算定された額

倒産整理事件

着手金	事業者の自己破産事件		660,000 円～	
	事業者以外の自己破産事件			
	負債総額が 2000 万円以内の場合	債権者数 5 社以下	220,000 円～	
		債権者数 6 社～10 社	275,000 円～	
		債権者数 11 社～15 社	330,000 円～	
		債権者数 16 社～50 社	440,000 円～	
		債権者数 50 社超	550,000 円～	
	負債総額が 2000 万円を超える場合		550,000 円～	
	自己破産以外の破産事件		1,100,000 円～	
	会社整理事件		2,200,000 円～	
特別清算事件		2,200,000 円～		
会社更生事件		4,400,000 円～		
報酬金	破産事件* 1		着手金と同額	
	破産事件以外の事件		民事事件の規定を準用* 2	

* 1) 個人の場合は、免責許可決定を受けたときに限り、発生します。

* 2) この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。

民事再生事件

1 事業者の民事再生事件

着手金	1,100,000 円～* 1
報酬金* 2	民事事件の規定を準用* 3

* 1) 民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれます。

* 2) 再生計画認可決定を受けた時に限り発生します。

* 3) この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮します。

2 個人の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）

着手金	住宅資金特別条項を提出しない場合	330,000 円～
	住宅資金特別条項を提出する場合	550,000 円～
	債権者数が 50 名を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が 3,000 万円を超える場合	1,100,000 円～

報酬金 ^{*1 *2}	債権者数が15社までで事案簡明な場合	330,000円～
	債権者数が15社まで	385,000円～
	債権者数が16社～30社	440,000円～
	債権者数が31社以上	550,000円～
	債権者数が31社以上で事案複雑な場合	660,000円～

* 1) 再生計画認可決定を受けた時に限り発生します。

* 2) 月額報酬を受領した場合は、上記の報酬金額から月額報酬を控除した残額のみを報酬金とする。

* 3) 分割弁済金代理送金手数料として、金融機関の送金手数料を含め、1件1回2,200円が発生します。

3 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件）

着手金	個人の民事再生事件の規定により算定された額の2分の1
報酬金	民事事件の規定を準用 ^{*1}

* 1) この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮します。

任意整理事件(個人)

1 個人の任意整理事件

着手金	基本	22,000円×債権者数（ただし、最低55,000円）	
報酬金	基本	22,000円×債権者数	
	追加	債権者の主張額よりも減額したとき	減額分×11%
		交渉によって過払金の返還を受けたとき	過払金の22%
		訴訟によって過払金の返還を受けたとき	過払金の27.5%
分割弁済金代理送金手数料		1件1回1,100円	

※ 1 同一債権者でも別支店の場合は別債権者とします。

※ 2 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約となります。

刑事事件

1 着手金

刑事事件の内容		着手金
起訴前 起訴後（第一審） ² 起訴後（上訴審）	事案簡明な事件 ¹	それぞれの段階で275,000～550,000円
	上記以外の事件	それぞれの段階で440,000～1,100,000円
再審請求事件		550,000～1,100,000円

※1 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いがない情状事件をいいます。

※2 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任する場合、改めて着手金が発生します。

2 報酬金

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件 ¹	起訴前	不起訴	275,000～550,000円
		求略式命令	165,000～440,000円
	起訴後	刑の執行猶予	275,000～550,000円
		求刑された刑が軽減された場合	175,000～440,000円
上記以外の事件	起訴前	不起訴	275,000～770,000円
		求略式命令	220,000～550,000円
	起訴後 (再審事件を含む)	無罪	550,000～1,100,000円
		刑の執行猶予	275,000～550,000円
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度により 165,000～550,000円
		検察官上訴が棄却された場合	220,000～550,000円
再審請求事件	再審請求が認められたとき	220,000～550,000円	

※1 事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

※2 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、上記表に従います。

3 保釈等

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等	着手金	それぞれ 110,000～330,000 円
	報酬金	それぞれ 110,000～330,000 円

※ 1 被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に発生します。

4 告訴、告発等

告訴、告発	着手金		440,000 円～
	報酬金	告訴・告発が受理されたとき	440,000 円～
		起訴されたとき	110,000 円～
検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦	着手金		110,000 円～
	報酬金		110,000 円～

少年事件

1 着手金

少年事件 ¹ の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	それぞれ220,000～550,000円
抗告、再抗告及び保護処分取消	それぞれ220,000～550,000円

※ 1 少年を被疑者とする捜査中の事件を含みます。

※ 2 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、抗告審等の着手金及び報酬金が発生します。

2 報酬金

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	220,000～550,000円
その他	220,000～550,000円

※ 1 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、刑事事件の報酬規程に従います。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

手数料

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全* ¹	基本	220,000円に民事事件の着手金の規定により算定された額の11%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合 110,000円 300万円超、3,000万円以下の場合 1.1% + 77,000円 3,000万円超、3億円以下の場合 0.55% + 242,000円 3億円超の場合 0.33% + 902,000円
	示談交渉を要する場合	交渉事件の規定による算定額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	55,000円～110,000円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
簡易な家事審判* ²	110,000円～220,000円	
財産開示手続	110,000円～	
第三者からの情報取得手続	1手続につき、第三者の数に応じて、 1社～5社 110,000円 6社目以降 1社につき22,000円～ ただし、本訴から引き続き受任する場合は、 6社目以降 1社につき11,000円～	
執行費用確定処分申立	22,000円～	

* 1) 本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別にお支払いいただきます。

* 2) 家事事件手続法別表第1に属する家事審判事件で事案簡明なもの。

2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本	220,000円～550,000円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
弁護士会照会	1件につき、22,000円～	
口座管理料	支払い、入金確認	1件につき、1か月1,100円

項目	分類	手数料	
遺言書作成	定型	165,000円～220,000円	
	非定型	基本	300万円以下の場合 220,000円 300万円超、3,000万円以下の場合 1.1% + 187,000円 3,000万円超、3億円以下の場合 0.33% + 418,000円 3億円超の場合 0.11% + 1,078,000円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
	公正証書にする場合	上記手数料に33,000円を加算する	
遺言執行	基本	300万円以下の場合 330,000円 300万円超、3,000万円以下の場合 2.2% + 264,000円 3,000万円超、3億円以下の場合 1.1% + 594,000円 3億円超の場合 0.55% + 2,244,000円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬が発生します	

項目	分類	手数料
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額*1。 1,000万円以下の場合 4.4% 1,000万円超、2,000万円以下の場合 3.3% + 110,000円 2,000万円超、1億円以下の場合 2.2% + 330,000円 1億円超、2億円以下の場合 1.1% + 1,430,000円 2億円超、20億円以下の場合 0.55% + 2,530,000円 20億円超の場合 0.33% + 6,930,000円
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 55,000円～
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき1,100円
株主総会等指導	基本	330,000円～
	総会等準備も指導する場合	550,000円～

現物出資等証明	1件 330,000円～
---------	--------------

* 1) 手数料の最低額は、合併又は分割については2,200,000円、通常清算については1,100,000円、その他の手続については110,000円となります。

項目	手数料
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	次により算定された額以上とします* ¹
	給付金額が100万円以下の場合 55,000円 給付金額が100万円を超える場合 給付金額の5.5%

* 1) 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合など難易度を考慮します。